

京都市すこやか住宅ネットホームページの「バナー広告募集」について

京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）では、京都市すこやか住宅ネットホームページのトップページにバナー広告枠を設けて、広告を募集しています。

是非、貴社等のイメージアップに御活用ください。

広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、京都市すこやか住宅ネットが推奨等をするものではありません。

1 広告媒体

京都市居住支援協議会ホームページ「京都市すこやか住宅ネット」トップページ

2 広告の種類

バナー広告

3 広告掲載料

1 枠あたり 年 55,000 円（消費税込）

※ 月途中からの掲載の場合、掲載日の属する月分から掲載料が発生します。

4 広告の規格・枠数・掲載位置等

(1) 規格

184×48 ピクセル

(2) 枠数

募集枠に上限はありません。

枠数を超える広告数である場合には、ランダム表示されます。

例) ・ 4 枠以下の広告である場合：

必ず表示されます。並び順は表示

の度にランダムに変わります。

・ 4 枠超の広告数である場合：

枠数は4 枠のため、クリックの度に、各サイズの広告のうち、ランダムに選択された4 枠が表示されます。

(3) 位置

トップページの右部

5 広告の掲載期間

掲載日から掲載日の属する年度の 3 月 31 日まで



※その後、希望される場合は、単年度（1年間）ごとに更新いただくことが可能です。

6 掲載しない広告

次のような広告は掲載できません。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (12) 人材募集の広告
- (13) 責任の所在が不明確な広告
- (14) その他京都市すこやか住宅ネットを活用した広告として適当でないと認められる
広告

7 広告を掲載しない業種及び事業者

次のような業種及び事業者の広告については、掲載できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) 法律の定めのない医業類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及び訪問購入を行う事業者
ただし、通信販売に関しては、特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者のほか、協会には加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するものを除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 探偵社、身元調査会社等の業種

- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 京都市の競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者
- (10) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が関与している事業者
- (11) 京都市居住支援協議会の社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

8 申込の受付

随時受付中です。

9 申込方法

「京都市すこやか住宅ネットバナー広告掲載申込書」に必要事項を御記入のうえ、メールあるいは郵送によりお申込ください。

年 月 日

(あて先)

京都市居住支援協議会会長 様

京都市すこやか住宅ネットバナー広告掲載申込書

京都市すこやか住宅ネットのホームページにバナー広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

住 所	〒 ー
名 称	
代表者職, 氏名	
担 当 者 部署名, 氏名	
連 絡 先 TEL, FAX, E-mail	
掲載希望の バナー広告内容	
掲載希望期間	年 月 ～ 年 月